

人事院会議議事録

会議日

令和8年2月5日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官

(説明員) (公平審査局)

役田局長、吉田審議官、植田首席審理官、工藤審理官、酒井
審理官

議題

2-1 行政措置要求事案に関する判定

令和5年第15号事案

要求内容：①所属機関におけるパワー・ハラスメントの終結及び再発防止

②体調不良を理由とするテレワーク勤務の継続

2-2 行政措置要求事案に関する判定

令和5年第20号事案及び同7年第13号事案

要求内容：①双極性感情障害の治療の一環としてデイケアへの通所のため病気休
暇を承認するよう求める要求

②皮膚科受診のため病気休暇を承認するよう求める要求

③上司同席の上で精神科受診を命じること等の禁止を求める要求

④テレワークが可能な業務の全てについてテレワークを認めるよう求
める要求及び対人折衝の少ない業務を割り振ることを求める要求

⑤勤務時間の制限があるにもかかわらず、時間外勤務をせざるを得な
い状況の改善を求める要求

⑥介護施設でのテレワークを認めることを求める要求

議事の概要

- 議題2-1「令和5年第15号事案」について、担当局から、①の要求は、上司及び当局の対応がパワー・ハラスメントに該当するといった点は認められず、その他のパワー・ハラスメントが行われていると認められるような特段の事情も認められないこと、また、②の要求は、申請者は在宅勤務を行っている状況にあり、要求には理由がないことから、これらの要求は棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

○ 議題2-2「令和5年第20号事案及び同7年第13号事案」について、担当局から、①の要求は、公務の運営に支障があり、他の時期においても目的を達することができると思われる場合を除いて病気休暇を承認することが妥当であり、また、過去の病気休暇を承認したものとして取り扱うべきであるため、容認することが適当であるとの説明があった。他方、②及び⑥の要求については当局の対応に不当な点は認められず、③から⑤までの要求については要求の事由は消滅していることから、これらの要求は棄却することが適当であるとの説明があった。

同事案については、①の要求については容認し、②から⑥までの要求については棄却すると、三人事官一致で議決された。